

平成 17 年 12 月 12 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

普通社債の発行条件について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{くろやなぎのぶお} 畔柳信雄）は、本日、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ第 9 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）および同第 10 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）の発行条件を、以下のとおり決定しました。

	第9回債	第10回債
発行額	500億円	500億円
年限	3年	5年
券種	1億円	1億円
発行価額	額面100円につき金100円	額面100円につき金100円
利率	年0.60%	年1.03%
募集期間	平成17年12月12日	平成17年12月12日
払込期日	平成17年12月22日	平成17年12月22日
償還期日	平成20年12月22日	平成22年12月22日
利払日	6月、12月の各22日	6月、12月の各22日
担保	無担保	無担保
登録機関	株式会社東京三菱銀行	株式会社東京三菱銀行

以上

ご注意：この文書は、株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ第 9 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）および同第 10 回無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）発行に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。この文書は、米国における証券の販売の申込ではなく、またこれを意図するものでもありません。米国においては、1933 年米国証券法に基づく登録を行うか、または登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。本件証券の米国における公募は行われません。